

## 仙台市地域防災計画(中間案)パブリックコメント実施結果概要

### 1 実施概要

中間案及び中間案概要版を市ホームページにて公表するとともに、市政情報センター、区情報センター、各区役所総合案内、総合支所、各市民センターで中間案の閲覧、概要版の配布を行い、下記のとおり意見公募を行った。

- (1)意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール  
 (2)意見公募期間 : 平成25年11月8日～平成25年12月9日

### 2 意見数

- (1)共通編、風水害等災害対策編 : 24件 (5人・団体)  
 (2)原子力災害対策編 : 30件 (6人・団体)

### 3 主な意見等と本市の考え(概要)

#### (1)共通編、風水害等災害対策編

| 意見分類(件数)                   | 主な意見等   | 本市の考え  |
|----------------------------|---|--|
| ①避難体制の整備<br>(1件)           | ○土砂災害特別警戒区域に指定されながら指定避難所になっているのは問題ではないか。  | ○土砂災害発生の危険が高まった場合には、危険性のある避難所を避け安全な避難場所を選定し避難勧告等を発令することとなる。  |
| ②風水害対策<br>(6件)             | ○想定される風水害について種別がたくさんあるが、イメージ図があった方がわかりやすいので検討すべき。<br><br>○風水害対策は、他の節と重複する部分が多くわかりにくい。 | ○イメージ図については、想定される風水害についての説明において記載する。また、ハザードマップについてもわかりやすいものを作成し、周知・啓発を図る。<br>○他の節と重複している部分が多いため、内容の削除または移動を行う。今後ともわかりやすいものにするよう検討していく。 |
| ③情報を入手する方法を知る・確保する<br>(1件) | ○IT時代を踏まえ、インターネットやスマートフォンを活用した情報入手手段の記載を検討すべき。  | ○インターネットやスマートフォンの活用についても記載する。  |
| ④避難所運営体制<br>(2件)           | ○仙台市の避難所に関する考え方の避難所の役割について明記する。(要援護者への支援について)   | ○地域版避難所運営マニュアルを作成し、地域と共有することとしているので、要援護者への支援や配慮についてご理解とご協力をお願いしていく。  |
| ⑤廃棄物処理体制の整備<br>(1件)        | ○災害廃棄物の措置等を準備する際に「二次災害に配慮する」と明記する。  | ○二次災害の防止については配慮が必要なものであり、災害廃棄物処理を含め、様々な作業に当てはまることから、具体の行動を示す下位計画において記載を検討する。   |

| 意見分類(件数)                     | 主な意見等   | 本市の考え   |
|------------------------------|---|---|
| ⑥地盤災害の予防<br><br>(7件)         | ○土砂災害危険箇所指定地の対策は実施しないのか。<br><br>○土砂災害危険箇所はどの様に住民に伝えるのか。 | ○土地の維持管理及び保全につきましては、土地所有者、管理者または占有者が行うのが原則となる。なお、土砂三法に基づく防災工事の事業採択基準を満たすものについては、宮城県が事業を行う場合がある。<br>○土砂災害危険箇所の場合は、宮城県ホームページの「土砂災害危険箇所図公表システム」から、または、本市が平成25年5月に公表した「宅地造成履歴等情報マップ」(本市ホームページ及び各区役所等で閲覧可能)から確認することが可能である。 |
| ⑦災害支援活動を支える体制の整備<br><br>(1件) | ○ボランティアネットワークに市退職者との連携を導入する。                            | ○市では仙台市職員退職者団体連合会との間で協定を締結していることから、今後当該協定の趣旨を踏まえ、ボランティアネットワークとの連携のあり方など、種々検討していく。   |
| ⑧ライフライン施設の災害予防<br><br>(1件)   | ○ガス施設の安全について、「LPGボンベに緊急遮断機能を導入するよう指導する」旨、記載するよう検討されたい。  | ○容器転倒等によるガス流出については、これまでも、安全装置の設置を推進してきたところである。引き続き、LPG販売事業者等への立ち入り検査等の機会を捉え、設置促進に努めていく。   |
| ⑨津波災害の予防<br><br>(1件)         | ○災害危険区域について、土地利用を想定した避難設備の整備を明記する。                      | ○災害危険区域における蒲生北部においては、土地区画整理事業の中で避難路の整備を図るとともに、民間事業者の協力を得て津波避難ビルの確保などに取り組む予定であり、海岸部においては、海岸公園内に混雑時の利用者なども収容可能な避難の丘を整備することなどにより、土地の有効利用を図りながら、安全対策に努めていく。なお、意見を踏まえ、上記趣旨について追記する。  |
| ⑩その他<br><br>(3件)             | ○放射性物質関係で、「原子力災害対策編」との関係について、一言言及する。                    | ○「市域外の原子力施設での事故に伴う本市域内への影響にかかる災害対応については、原子力災害対策編による」と文言を追加する。   |
| 総計(24件)                      | —   | —   |

(2)原子力災害対策編

| 意見分類                                       | 主な意見等   | 本市の考え   |
|--|---|---|
| <p>① 計画の目的、位置づけ</p> <p>(4件)</p>            | <p>○計画の目的に福島第一原発事故の経験を具体的に記載すべき。</p> <p>○災害は気象条件に左右されるので、過去のデータに頼るだけでなく、最悪の災害が起こりうることを前提に記載すべき。</p> | <p>○計画の目的では、福島第一原発の事故の経験を踏まえるという趣旨を包括的に記述しており、福島第一原発の事故の経験は計画の随所に記載、反映している。知識普及・啓発にあたっては、福島第一原発事故の経験・教訓の周知にも留意する。</p> <p>○災害の想定については、福島第一原発の事故の状況や科学的な知見を踏まえて第1章第5節に記載している。ご指摘のように事故の規模や気象条件によっては放射性物質の影響が異なることもあるので、事故発生時の気象データ等をすみやかに取得し、状況に応じて対策を講じることとしている。</p> |
| <p>② 災害想定</p> <p>(2件)</p>                  | <p>○至急の避難を要する可能性や海洋汚染を想定すべき。</p>  | <p>○国の指針、マニュアル、分析結果を踏まえて災害想定と対応を記載しているが、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>  |
| <p>③ 各主体の役割、原子力防災体制、市の活動体制</p> <p>(6件)</p> | <p>○東北大学や東北電力等関係主体の役割に応じて記述を変更してはどうか。</p> <p>○各施策の市内部での実施主体を明確にしてほしい。</p>                           | <p>○関係主体の役割については、今後関係主体と協議を進めていく予定としており、その中で記述内容についても検討する。</p> <p>○本市内部の実施主体については、今後、対策の具体的運用を定め、それに基づいて記述する予定である。</p>  |
| <p>④ 情報収集と連絡体制</p> <p>(4件)</p>             | <p>○スピーディを常時運用できる体制の整備を明示されたい。</p> <p>○原発事故の情報を直接収集すべき。</p>   | <p>○スピーディの情報については、国、関係道府県及びオフサイトセンターに迅速に提供されることとなっている。本市としては、国や県と情報共有に努めるとともに、本市への迅速な情報提供について協議する。</p> <p>○女川原発に事故等が発生した場合には、東北電力(株)との間で締結した協定に基づき、東北電力より本市に通報連絡がなされる。この協定に基づき通報連絡が円滑に実施されるよう、東北電力との相互の連携を強化する。</p>   |

